

見附市告示第35号

見附市定住促進・健幸住宅取得補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月24日

見附市長 稲田 亮

見附市定住促進・健幸住宅取得補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市定住促進・健幸住宅取得補助金交付要綱（平成26年見附市告示第88号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「申請者が転入者の場合は、転入前の住所地のもの」を「申請者が1月1日時点で見附市の住民基本台帳に登録されていない者に限る。」に改める。

第8条第3号中「領収書」の次に「等」を、「写し」の次に「（領収書の写し、口座振込依頼書の写し等）」を加える。

様式第1号中

「氏名 印」を

「氏名

（自署の場合、押印不要）」に、

「申請者が転入者の場合は、転入前の住所地のもの」を「申請者が1月1日時点で見附市の住民基本台帳に登録されていない者に限る。」に改める。

様式第3号中

「氏名 印」を

「氏名

（自署の場合、押印不要）」に改める。

様式第6号中

「氏名 印」を

「氏名

（自署の場合、押印不要）」に、

「契約に係る領収書の写し」を「契約に係る領収書等の写し（領収書の写し、口座振込依頼書の写し等）」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。